



平成23年4月11日

問い合わせ先
国土交通省 海事局運航労務課 小沼・大崎
(代表) 03-5253-8111 (内線) 45-213,45-216
(直通) 03-5253-8652

東北地方太平洋沖地震災害に係る船員手帳、雇入契約及び 船員の未払い賃金の立替払い等の申請手続きについて

東北地方太平洋沖地震災害により被災した船員等に係る船員法関係規定の適用については、当面の間、事後的な手続きで可としているところですが、再就職手続きを行うため船員手帳の交付を希望する方に対応するため、船員手帳の再交付等について下記のとおり弾力的な取扱いをすることとします。

また、震災により事業活動の停止を余儀なくされ、船員への賃金の支払いについて影響が懸念されることから、未払い賃金の立替払いの手続きについて弾力的、かつ、迅速な対応をすることとします。

標記に関するお問い合わせについては、最寄りの各地方運輸局等までお願いいたします。

記

1. 船員手帳の再交付

行政側の記録のほか、海技免状、運転免許証等公的機関が発行する身分証明書、海員名簿、船舶所有者の雇用証明書等により本人確認を行い、戸籍謄本等を提出できない場合でも船員手帳を交付します。

2. 雇入契約の確認

雇入契約継続中であつた方につきましては、海員名簿によるほか船舶所有者等への聞き取りにより雇入契約の内容を確認し、事務処理を行います。

3. 船員法関係の資格証明

以前に航海当直部員等の資格証明を受けていた方につきましては、行政側の記録等により内容を確認し、証明を行います。

4. 健康証明書

乗船に必要な健康証明書についても、健康証明を行った医師に対する確認等により、有効な健康証明を有していると認めることとします。

5. 船員の未払い賃金の立替払い

未払い賃金の立替払いの申請書類について、地方公共団体が発行する罹災証明書等の書類を活用する等申請者の負担軽減を図るとともに、迅速な事務処理を行うようにします。